

1 調停・審判の手続についての QA	
Q	A
(1) 養育費・婚姻費用とは	
「養育費」には、どのような費用が含まれるのですか。	一般的には、子どもの衣食住等に要する生活費のほか、教育や医療に要する費用も含まれると考えられています。
養育費は、裁判所の手続で取決めをしなければならないのでしょうか。	<p>父母が話し合い、養育費についての取決めをして、それに従った支払がされるのであれば、裁判所の手続を利用しなくても問題はありません。</p> <p>父母間では話し合いがまとまらない場合や、不払の際に家庭裁判所からの支払の勧告（履行勧告）や地方裁判所の強制執行の手続もできるようにしておきたい場合には、調停などの家庭裁判所の手続の利用をご検討ください。</p> <p>→申立手続等については「養育費請求調停」をご覧ください。</p> <p>→令和8年4月1日以後に、父母間で養育費の取決めをせずに離婚した場合は、【Q 法定養育費とはどのようなものですか。】の回答もご覧ください。</p> <p>また、養育費のうち、子の監護に要する標準的な費用その他の事情を勘案して法務省令の定めにより算定した額（月額8万円×子の人数）については、先取特権と呼ばれる優先権が付与されるため（民法第308条の2）、裁判所の手続や公正証書等の取決めがなくても、当事者同士の合意書面による取決めがある場合は、担保権実行（差押え）の手続を取ることができます。</p> <p>→詳しくは、【養育費等に基づく差押えについて】をご覧ください。</p>
離婚した相手方から養育費をもらうにはどうしたらよいのでしょうか。	<p>父母間で養育費の支払について話し合いがまとまらない場合、養育費請求の手続をすることができます。</p> <p>→申立手続等については「養育費請求調停」をご覧ください。</p> <p>→令和8年4月1日以後に、父母間で養育費の取決めをせずに離婚した場合は、【Q 法定養育費とはどのようなものですか。】の回答もご覧ください。</p>

<p>一度決められた養育費を増額（又は減額）することはできるでしょうか。</p>	<p>まずは離婚した元配偶者との間での話し合いにより取り決めることとなりますが、話し合いが進まない場合、養育費請求の手続を利用して増額（又は減額）の話し合いをすることができます。</p> <p>→申立手続等については「養育費請求調停」をご覧ください。</p>
<p>(2) 法定養育費について</p>	
<p>法定養育費とはどのようなものですか。</p>	<p>令和8年4月1日以後に、父母間で養育費の取決めをせずに離婚した場合、離婚（父が子を認知した場合は、認知）の時から、養育費を決めるまでの暫定的・補充的なものとして、法定養育費（子1人当たり月額2万円）が発生します。</p> <p>しかし、法定養育費は、あくまでも暫定的・補充的なものであり、法定養育費の額は、父母の協議等により定められる養育費の額の基準や標準となるものではありません。したがって、父母の協議や家庭裁判所の手続により、父母の収入等を踏まえた適正な額の養育費の取決めをすることが大切です。</p> <p>→法定養育費の差押え（担保権実行の手続）については、【法定養育費に係る担保権実行】をご覧ください。</p>
<p>令和8年4月1日より前に離婚した場合、法定養育費は発生しますか。</p>	<p>令和8年4月1日より前に離婚した場合には、法定養育費は発生しません。父母の協議や家庭裁判所の手続により養育費の額を取り決めてください。</p>
<p>十分な収入がないため、法定養育費よりも低額の養育費を取り決めることはできますか？</p>	<p>子どもと別居する親の収入が乏しい場合には、父母の協議により、法定養育費の額よりも低額の養育費を取り決めることもできます。協議が調わない場合は、家庭裁判所の養育費請求の手続を利用して話し合いをすることができます。</p> <p>→申立手続等については「養育費請求調停」をご覧ください。</p>
<p>(3) 手続について</p>	

<p>調停で養育費／婚姻費用の話合いがまとまると、どのような効果がありますか。</p>	<p>調停において当事者が合意に至ると、調停委員会が合意事項を最終確認し、調停は終了します（調停成立）。</p> <p>調停が成立すると、裁判所は、合意内容等を記載した書面（調停調書）を作成します。当事者は、調停調書の正式な写し（正本・謄本）を申請することができます。調停調書の正本・謄本は、調停での合意内容を証明する書面となります。</p> <p>調停で合意した養育費／婚姻費用について、当事者は法的な支払義務を負います。支払いがない場合の手続については、次の説明をご覧ください。</p> <p>→履行勧告の手続へ</p> <p>→養育費等に基づく差押えについて</p>
<p>調停での話合いがまとまらない場合はどうなるのですか。</p>	<p>調停は不成立として終了します。</p> <p>養育費や婚姻費用分担の調停が不成立となった場合には、引き続き審判の手続で必要な審理が行われます。</p> <p>夫婦関係調整（離婚）の調停が不成立となった場合には、審判の手続には移行しません。さらに裁判手続による離婚を求めるためには、離婚訴訟（人事訴訟）を提起する必要があります。</p>
<p>審判とはどのようなものですか。</p>	<p>裁判官が、当事者双方から聴取した内容、提出された資料、種々の資料に基づいて、判断する手続です。</p> <p>裁判所は、決定（審判）の内容が記載された書面（審判書）を作成し、双方に告知します。当事者は、審判の内容に不服がある場合には、不服申立て（即時抗告）をして、高等裁判所でさらに争うことができます。不服申立てがなければ、あるいは、不服申立てが退けられれば、審判は確定します。</p> <p>確定した審判において定められた養育費／婚姻費用について、当事者は法的な支払義務を負います。</p> <p>支払いがない場合の手続については、次の説明をご覧ください。</p> <p>→履行勧告の手続へ</p> <p>→養育費等に基づく差押えについて</p>